

キャリア・コンサルタントの養成・活用に向けた取組について

1 趣旨

個人の自主的なキャリア形成の取組を支援する観点から、個人に対して職業生活設計を踏まえた的確なキャリア・コンサルティングを行うキャリア・コンサルタントを養成することにより、職業能力開発等に関する総合的な相談機能を強化することとする。

2 キャリア・コンサルティング実施に必要な能力の体系化

- 学識経験者からなる研究会を設置し、キャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件について体系化し、平成14年4月に研究報告をとりまとめた。平成16年4月には、若年者向けキャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件等を策定し、研究報告をとりまとめた。
- 平成14年4月の研究報告を踏まえ、養成及び能力評価のあり方について検討し、平成14年11月から民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験について、助成対象として指定を開始。(平成17年4月現在、11試験を指定。)

3 キャリア・コンサルタントの養成

○ 養成計画

平成14年度以降、官民合わせて5年間で5万人を目標として養成を推進。各年おおむね1万人の養成を目指す。(平成16年度末までの累積養成数は、約2万8千人となっている。)

○ 公的機関における養成

職業能力開発大学校等において、平成14年11月から企業の人事・労務管理担当者等の在職者を中心とした訓練コースを開設(毎年1,100名を養成)。平成16年度から若年者向けキャリア・コンサルタントの養成を実施。

○ 民間機関における養成への支援

- ・ キャリア形成促進助成金の活用(事業主が労働者のキャリア・コンサルタント養成訓練の受講又は能力評価試験の受検を支援した場合に助成。)
- ・ 教育訓練給付制度の活用(労働者自らキャリア・コンサルタント養成講座を受講した場合に支援。)

○ 民間機関における取組み

平成16年3月21日、キャリア・コンサルタントの資質確保とキャリア・コンサルティングの普及啓発を目的として、「キャリア・コンサルタント養成講座・能力評価試験実施機関連絡協議会(通称:キャリア協議会)」が発足。

4 キャリア・コンサルタントの活用

○ 公的機関における活用(平成17年度)

平成13年10月以降、(独)雇用・能力開発機構の都道府県センターに設置した「キャリア形成支援コーナー」、ハローワーク等にキャリア・コンサルタントを配置。

(参考)

キャリア形成支援コーナー、ハローワーク等における相談状況

キャリア・コンサルタント	約900人
相談件数	約120万件(平成16年度)

○ 民間機関における活用

官民により養成されたキャリア・コンサルタントについては、ハローワーク等の公的機関における活用のほか、民間職業紹介機関や教育訓練機関、企業の人事部門、学校等における活用を促進。